

養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決めに係る債務名義の取得に係る経費に対する補助金の交付に関し、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子及び法第6条第2項に定める配偶者のない男子であつて、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養している者をいう。

2 この要綱において「児童」とは、ひとり親家庭の親に扶養されている母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項に定める者をいう。

3 この要綱において、「債務名義」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。）第22条に規定する債務名義をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、扶養する児童の養育費の取決めに係る債務名義を取得する、又はすでに得ているものとする。

(1) 申請日において市内に住所を有し、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係のないひとり親家庭の親であること

(2) 養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する経費を負担した者であること

(3) 過去に同一の児童を対象として、この要綱の規定による補助金及び同様の趣旨の他の補助金等の交付（国又は地方公共団体によるものに限る。）を受けていない者又は交付を受ける予定のない者であること

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 公証手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料

(2) 家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙代

(3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍全部事項証明書等添付書類取得費用

(4) 家庭裁判所又は公証役場に提出する連絡用郵便切手代

(5) 家庭裁判所が保管する記録の正本又は謄本の取得費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額とする。
(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する書類。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

ア 児童扶養手当証書又は医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）第2条第1項第5号の規定により医療費の助成を受けることができることを証する書類の写し

イ 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し及び戸籍全部事項証明書

ウ 補助金の交付を受けようとする者が外国人であるときは、同号イに掲げる戸籍全部事項証明書は、独身証明書等のひとり親である事実を明らかにすることができる書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、当該公正証書等の作成等をした日から1年以内にしなければならない。ただし、申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等又はその写し

(2) 養育費の取決めを明らかにした債務名義又はその写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。